

藤沢ものづくりブランド応援事業補助金交付要綱

制定 平成31年4月1日

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、市内中小企業の新製品、新技術等の販路拡大を図り、藤沢市の「ものづくりのまち」としてのブランド価値を高めるため、藤沢商工会議所が実施する藤沢ものづくりブランド応援事業に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 藤沢ものづくりブランド応援事業 藤沢商工会議所が市と連携し実施する市内中小企業を対象とした展示会等への共同出展支援事業をいう。
- (2) 展示会等 展示会、見本市、博覧会その他これらに類するものをいう。ただし、販売が主目的である即売会・物産展及び特定の団体の内部的な小規模見本市等は除く。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、藤沢ものづくりブランド応援事業とする。共同出展する展示会等については、新製品、新技術等の販路拡大を目的とした、国内(市内を除く。)又は海外で開催されるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 基本出展料 小間料金(ブース料金、会場使用料等)、基礎小間設備に関する料金その他これらに類する料金に当たるものとして展示会等の主催者に支払う定額の出展料をいう。
- (2) 装飾費用 共同出展にかかる展示装飾費用とする(個々の事業者の小間装飾費用は除く。)
- (3) 事務経費 藤沢ものづくりブランド応援事業にかかる藤沢商工会議所の事務費用(チラシ等印刷費、折込費用、消耗品費用、藤沢商工会議所の職員の旅費(渡航費、宿泊費等)とする。

2 出展事業者の展示品等製作費、運搬費、旅費(渡航費)、宿泊費、保険料等は、補助対象経費に含まない。

(補助対象経費の制限)

第5条 前条の規定による補助対象経費が国、県その他の助成制度の対象経費となっている場合は、補助金交付の対象としない。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。なお、基本出展料については、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（出展者が藤沢商工会議所の経営支援を受けている場合については、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額）とし、1小間当たり15万円を上限とする。装飾費用については、補助対象経費全額とする。事務経費については、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により得られた額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付の申請）

第7条 藤沢商工会議所は、事業の開始前に、藤沢ものづくりブランド応援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書（第2号様式）

(3) 補助対象経費を確認できる書類（出展募集案内の写し又は出展の手引きの写し、見積書等）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、その結果を藤沢ものづくりブランド応援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）又は藤沢ものづくりブランド応援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、藤沢商工会議所に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金交付決定の際、事業を適切に行わせるため、必要な指示又は条件を付することができるものとする。

（事業の計画変更）

第9条 藤沢商工会議所は、前条の規定により、補助金交付の決定を受けた当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢ものづくりブランド応援事業計画変更承認申請書（第5号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢ものづくりブランド応援事業計画変更承認通知書（第6号様式）により、藤沢商工会議所に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による計画変更の承認の際、事業を適切に行わせるため、必要な指示又は条件を付することができるものとする。

（補助金の交付時期）

第10条 補助金の交付時期は、事業開始時に一括交付とする。

2 藤沢商工会議所は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（完了届兼事業実績報告書の提出）

第11条 藤沢商工会議所は、補助対象事業の完了後1月以内（3月に完了する事業は年度の末日まで）に、藤沢ものづくりブランド応援事業完了届兼事業実績報告書（第7号様式）

に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払いを確認できる書類（領収書の写し等）
- (2) 展示会等への出展内容を確認できるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（備付帳簿）

第12条 藤沢商工会議所は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、平成34年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

なお、平成34年3月31日とあるのは、新元号で読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。